

職員採用 FAQ

1. 申込・実施

Q. どの区分に申し込んだらよいかわかりません。

A. 旭川市役所の採用試験は、大きく新卒枠(大卒・短大卒・高校卒)、社会人枠、障害枠、資格枠の4つに分かれます。来年3月に卒業される方は「新卒枠」、社会人経験者は「社会人枠」、障害のある方は「障害枠」、資格職(保健師・獣医師等)の方は「資格枠」へお申ください。また、新卒枠は大卒30歳、短大卒28歳、高校卒26歳までの方が対象となります。

Q. 複数の試験区分に申込むことは可能ですか。

A. 原則、重複はできません。ただし、一部試験で認めている場合もあります(令和2年度の大学卒の前期日程と後期日程等)ので、詳しくは試験案内を御確認ください。

Q. 新卒枠と社会人、両方受けられる場合、どちらに申し込んだらよいですか。

A. 新卒枠は成長性を、社会人枠は即戦力性を重視した試験になります。両方受けることができる場合、どちらが良いということはありませんので、試験内容や試験の目的を踏まえてお申ください。

Q. 就職氷河期世代を対象とした試験は行わないのですか。

※「就職氷河期世代」とは、概ね1970(昭和45)年4月2日から1985(昭和60)年4月1日までに生まれた方をいいます。

A. 就職氷河期世代のみを対象とした試験実施は予定していません。当市の社会人枠は、就職氷河期世代を含む59歳までの方が受験可能で、正規・非正規の区別なく、直近7年間で週29時間以上の勤務を同一企業において6か月以上継続して勤務した月が通算して60か月あれば受験資格を満たします。

2. 試験内容

Q. 適性試験や筆記試験の過去問はありませんか。

A. 公表しておりません。

Q. 適性試験や筆記試験はどういう勉強をすれば良いですか。

A. 書店で販売されている参考書や、公務員予備校を利用して勉強されている方が多いようです。ご自身の状況にあった方法で勉強を進めてください。

Q. 書類審査はどのような内容ですか。

A. 受験申込書の内容を審査し、評価するものです。

Q. 面接試験はどのような形式ですか。

A. 個人面接試験は受験者1人に対し、集団面接試験は受験者2~4人に対し、それぞれ複数の試験官と行う面接になります。時間は試験区分や選考段階で異なり、概ね10分~30分となります。

Q. 集団討論はどのような形式ですか。

A. 複数の受験者で1つのテーマについて討論し、結果を導き出す過程を評価するものです。

3. 採用まで

Q. 合格すると「採用候補者」となりますが、翌年の4月1日に採用されないことはありますか。

A. 採用を辞退されたり、受験要件を満たさない(学校を卒業できない、資格・免許を取得できない、必要な職務経験年数を確認できないなど)ことが無い限りは採用予定日に採用となります。

Q. 合格後、採用までに習得すべき資格・知識はありますか。
A. 資格職の方は受験要件となっている資格の取得が必須です。それ以外の職種の方は特に習得必須の資格や知識はありませんが、地方公務員法や民法の知識、パソコンのスキルはあったほうが入庁後に役に立ちます。
Q. 市役所の職員寮はありますか。
A. 旭川市では職員寮はございませんので、ご自身で家を借りていただきます。
Q. 家はどの辺に借りたらよいですか。
A. 特定の推奨地域はありませんが、仕事に慣れるまでは中心部から近いところが無難です。ただし車をお持ちの方は、中心部だと駐車場代がかかる物件が多いので、その点も考慮してお選びください。

4. 職場・職員

Q. 職場の雰囲気はどのような感じですか。
A. 每年人事異動で人が入れ替わり、人によって雰囲気も変わることが多いため、一概に市役所としての雰囲気をお伝えするのは難しいですが、明るく話をしやすい雰囲気の職場が多いと思います。
Q. 地元出身の方はどのくらい勤務していますか。
A. 年度によって差異はありますが、ここ数年の採用者では5~6割が旭川市出身者となっています。

5. 配属・異動

Q. 異動はありますか。
A. あります。新規採用職員は配属後概ね3年、それ以降は概ね4年の周期で部局を異動します。職場の状況や定員管理の関係で年数はずれることがありますので、あくまで目安として考えてください。
Q. 配属や異動の希望は通りますか。
A. 入庁後、異動希望は毎年所属長に提出する機会があります。しかし、人事異動は職員の資質のほか全体の調整の中で決めていくため、希望が通るとは限りません。

6. 休暇

Q. 有給休暇はどのくらいありますか。
A. 年次有給休暇は年間20日間付与されます。使用しなかった分は翌年に繰越し、最大で40日間となります。その他に夏期休暇など有給になる特別休暇もあります。
Q. 出産・子育てに関する休業・休暇はどのようなものがありますか。
A. 産前産後休暇や育児休業、勤務の前後に最大2時間まで取得可能な部分休業のほか、子どもの負傷や疾病の際の子看休暇などがあります。
Q. 育児休業を取っている人はどのくらいいますか。
A. 女性の育児休業取得率は100%で推移しており、令和3年度は31名が取得しています。男性の取得率は10%前後で推移していましたが、令和3年度は26%(市立病院を除いた市長部局では39%)まで上昇、19名が取得し、それぞれ職場へ復帰済み又は復帰予定となっています。